

平成30年度9月補正予算債務負担行為の概要

事業名	担当課
指定管理者制度に基づき指定管理者に委託する鳥取市用瀬町運動公園の管理運営費	都市環境課

[単位:千円]

限度額	期間	財 源 内 訳				
		国	県	起債	その他	一般財源
94,942	平成 31 年 ~ 35 年度					94,942

【事業の目的】

地方自治法第244条の2第3項、鳥取市用瀬町運動公園の設置及び管理に関する条例及び鳥取市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例の規定に基づき指定管理者制度を導入することで、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図る。

【事業の内容】

- ① 鳥取市用瀬町運動公園の管理に関する業務。
- ② 鳥取市用瀬町運動公園の運営に関する業務。
- ③ 鳥取市用瀬町運動公園におけるスポーツ事業に関する業務。

【これまでの関連する取組み】

平成18年度から指定管理者制度へ移行している施設であり、施設の維持管理及び運営を委託し、管理者の自主事業を展開している。

現指定管理者	株式会社よろずや		
前回債務負担額	88,295千円		
指定管理料	H26 17,477千円	H27 17,477千円	H28 17,477千円
	H29 17,477千円	H30 17,477千円	
	計 87,385千円		

【今後の取組み】

9月議会で債務負担行為の議決を得た後のスケジュールは、下記のとおりです。

- ① 9月下旬～10月下旬まで公募を実施。
- ② 11月に指定管理者選考委員会を開催し、指定管理候補者の選定。
- ③ 12月議会で指定管理者の指定議決。
- ④ 12月議会議決後、指定管理者の指定及び告示。
- ⑤ 1～3月中に協定書の締結。
- ⑥ 指定管理者交代の場合、3月末までに引継ぎ。
- ⑦ 4月1日から管理開始。